



盛土行為についての違反事実を公表します

要 旨

本市は、「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、命令を受けた事業主が、期限までに命令に従わなかったため、**6件の違反事実**を公表します。

(命令の内容)

- ・条例の許可を得て盛土を行った事業主が、**許可の内容に適合しない盛土**を行ったため、**1件**の事業主に対して、改善措置を命じました。
- ・条例の**許可を得ないで盛土**を行った**5件**の事業主に対して、盛土行為の中止と原状回復等を命じました。

(今後の対応)

6件の違反事実について、すでに静岡県警察に通報しており、これまでに公表した案件と合わせ、引き続き是正に向け、粘り強く指導を行います。

概 要

箇所 ①(改善措置を命じたが、従わなかった事業主)

■事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの

・有限会社 山八 取締役 武田修(富士市原田 763 番地の2)

■事実 事業主は、条例による許可の内容を超える規模で盛土を行いました。市は、事業主に改善措置を命じましたが、未だ改善していません。

■盛土箇所 沼津市足高字尾上 441 番 695

■現地の状況 盛土は、許可申請以上の面積、高さで施工されています。

・技術基準では、1段5m以下で3段、最高 15mまでであるが、現地は、4段目の高さまで盛土されています。

■経緯 事業主は、平成30年5月中旬から盛土を開始し、許可の内容に適合しない盛土行為を行いました。市は事業主に対して、改善措置を命じましたが、未だに是正していません。

箇所 ②(盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主)

- 事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの
・有限会社 山八 取締役 武田修(富士市原田 763 番地の2)
- 事実 事業主は、条例による許可を得ずに盛土を行いました。市は、事業主に原状回復を命じましたが、未だ改善していません。
- 盛土箇所 沼津市足高字尾上 441 番 733
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 市は、令和4年 8 月の盛土パトロール中に、許可の内容に適合しない盛土を発見しました。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、未だに是正していません。

箇所 ③(盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主)

- 事業主 事業を行う権限を有する者
・有限会社 伊藤総業 取締役 伊藤勝則(三島市安久 657 番地の 10)
- 事実 事業主は、条例による許可を得ずに盛土を行いました。市は、事業主に原状回復を命じましたが、未だ改善していません。
- 盛土箇所 沼津市東椎路字中尾 1633 番 13 外
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 市は、令和4年 10 月中旬、市民からの通報により、許可の内容に適合しない盛土を発見しました。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、未だに是正していません。

箇所 ④(盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主)

- 事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの
・鈴木 洋智(沼津市青野 280 番地の2)
事業を行う権限を有する者
・日建建設株式会社 代表取締役 鈴木洋智(沼津市青野 35 番地の1)
- 事実 事業主は、条例による許可を得ずに盛土を行いました。市は、事業主に原状回復を命じましたが、未だ改善していません。
- 盛土箇所 沼津市根古屋字鎌ヶ沢 1011 番1外
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 事業主は、平成 29 年頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、未だに是正していません。

箇所 ⑤（盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主）

- 事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの
・森修身（沼津市石川743番地）
事業を行う権限を有する者
・有限会社リサイクル東海 代表取締役 勝俣スエ子（沼津市青野10番地）
- 事実 事業主は、条例による許可を得ずに盛土を行いました。市は、事業主に原状回復を命じましたが、未だ改善していません。
- 盛土箇所 沼津市石川字大澤926番5
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 事業主は、令和4年6月頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、未だに是正していません。

箇所 ⑥（盛土行為の中止と原状回復等を命じたが、従わなかった事業主）

- 事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの・事業を行う権限を有する者
・森修身（沼津市石川743番地）
事業を行う権限を有する者
・有限会社リサイクル東海 代表取締役 勝俣スエ子（沼津市青野10番地）
- 事実 事業主は、条例による許可を得ずに盛土を行いました。市は、事業主に原状回復を命じましたが、未だ改善していません。
- 盛土箇所 沼津市石川字戸婦1368番及び1369番
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、また、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されています。
- 経緯 事業主は、令和3年11月頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は事業主に対して、原状回復を命じましたが、未だに是正していません。

※各箇所詳細については、別添資料を参照してください。

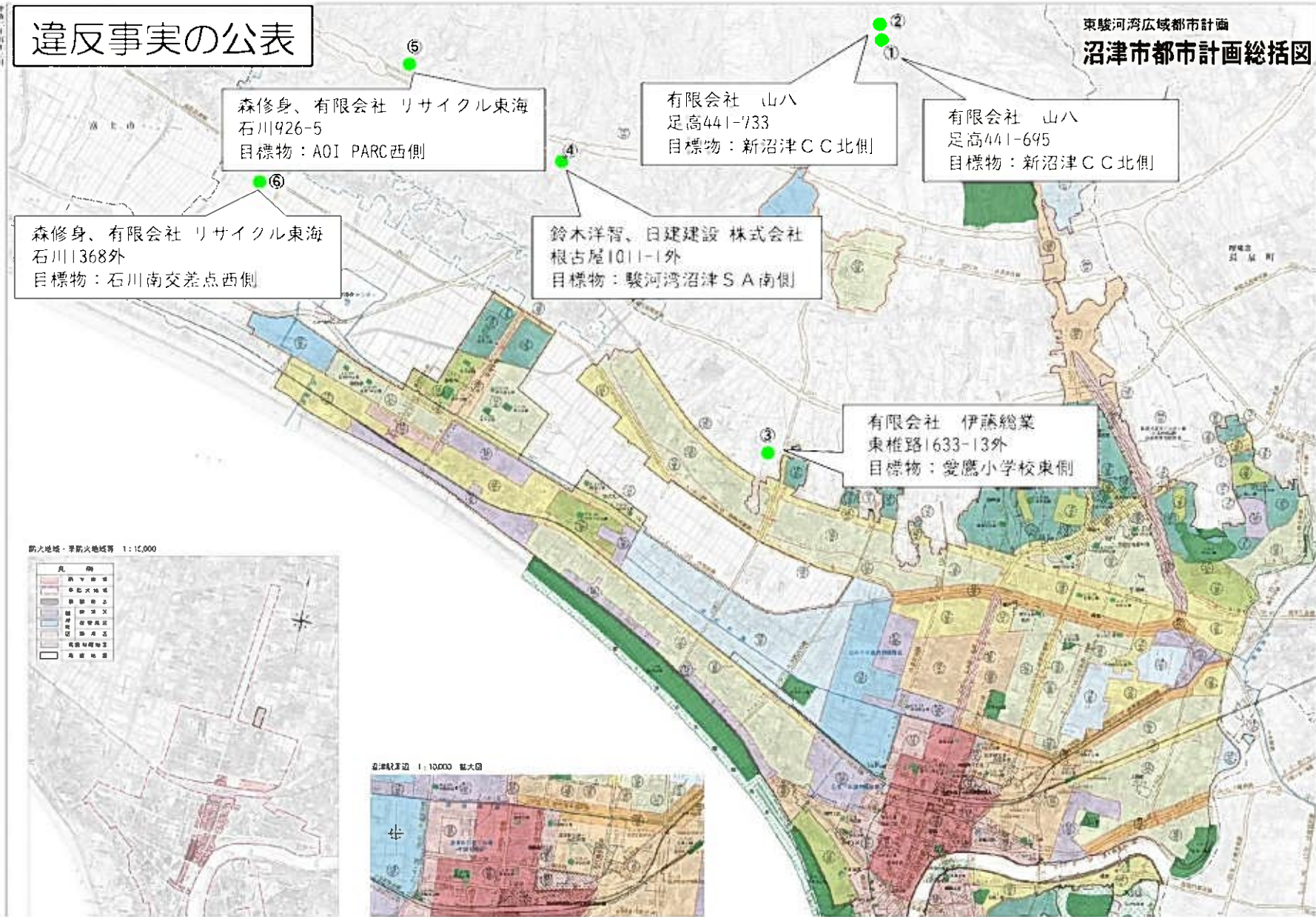
お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通：055-934-4761



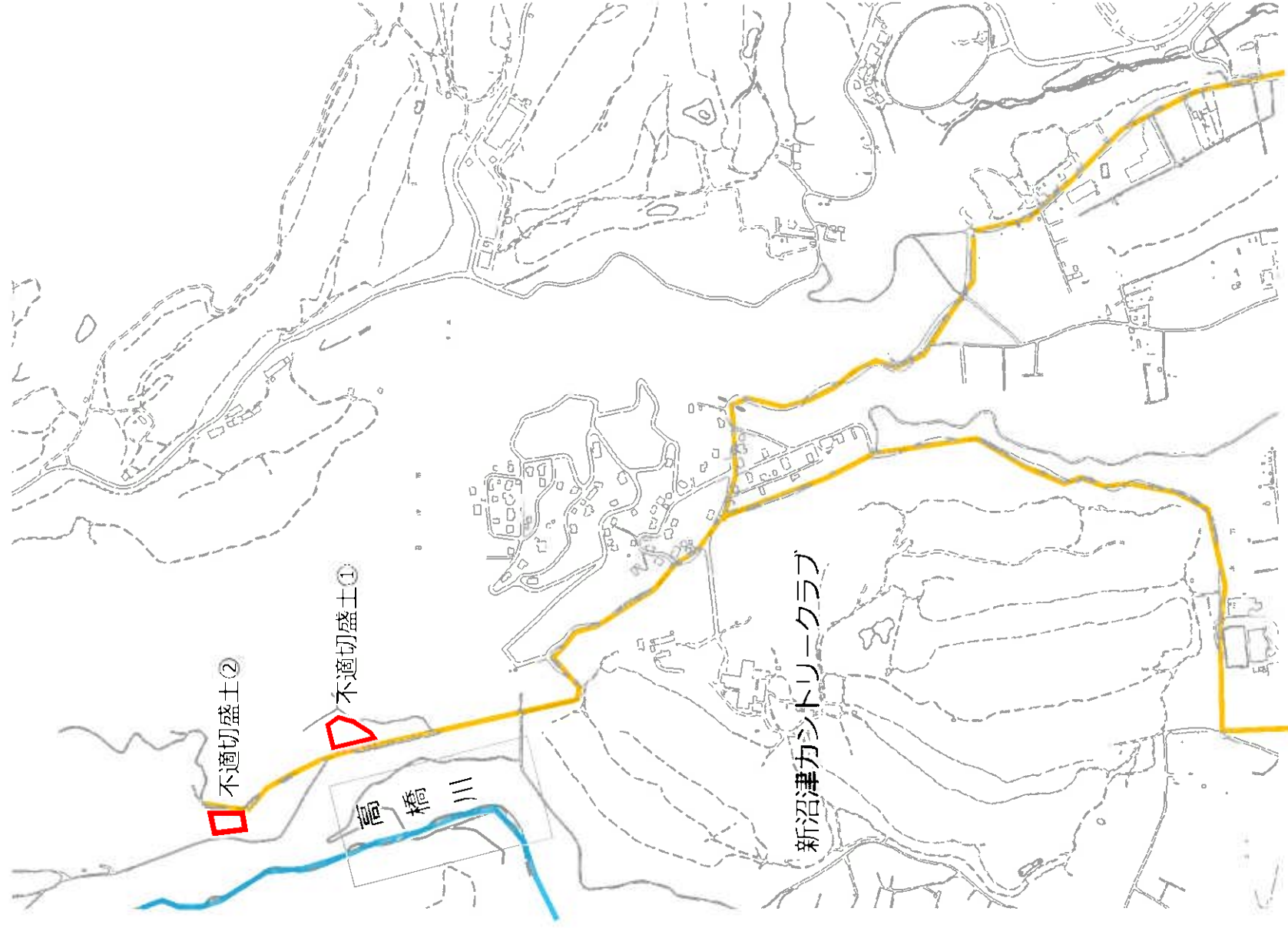
違反事実の公表

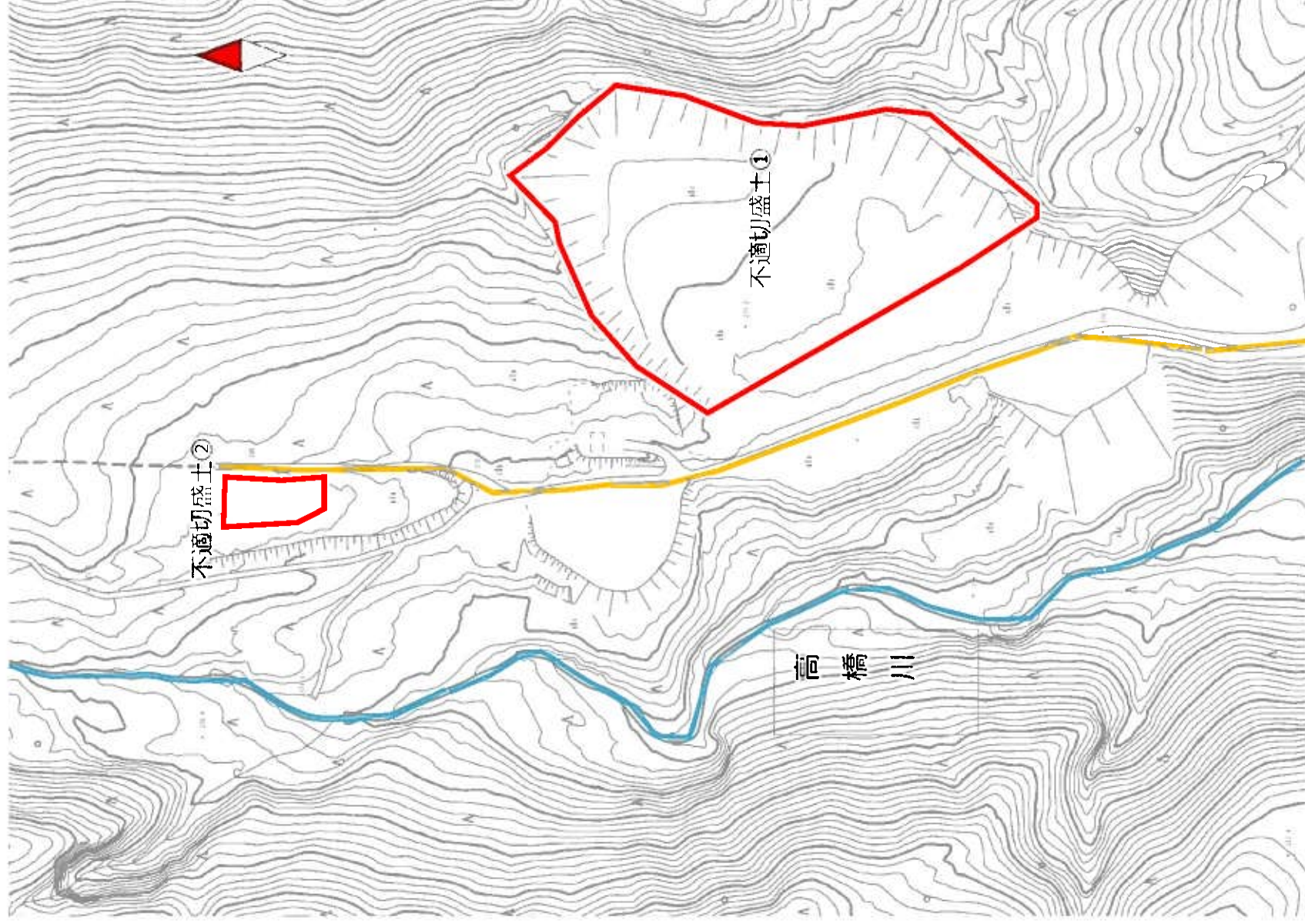
東駿河湾広域都市計画
沼津市都市計画総括図



箇所①、②

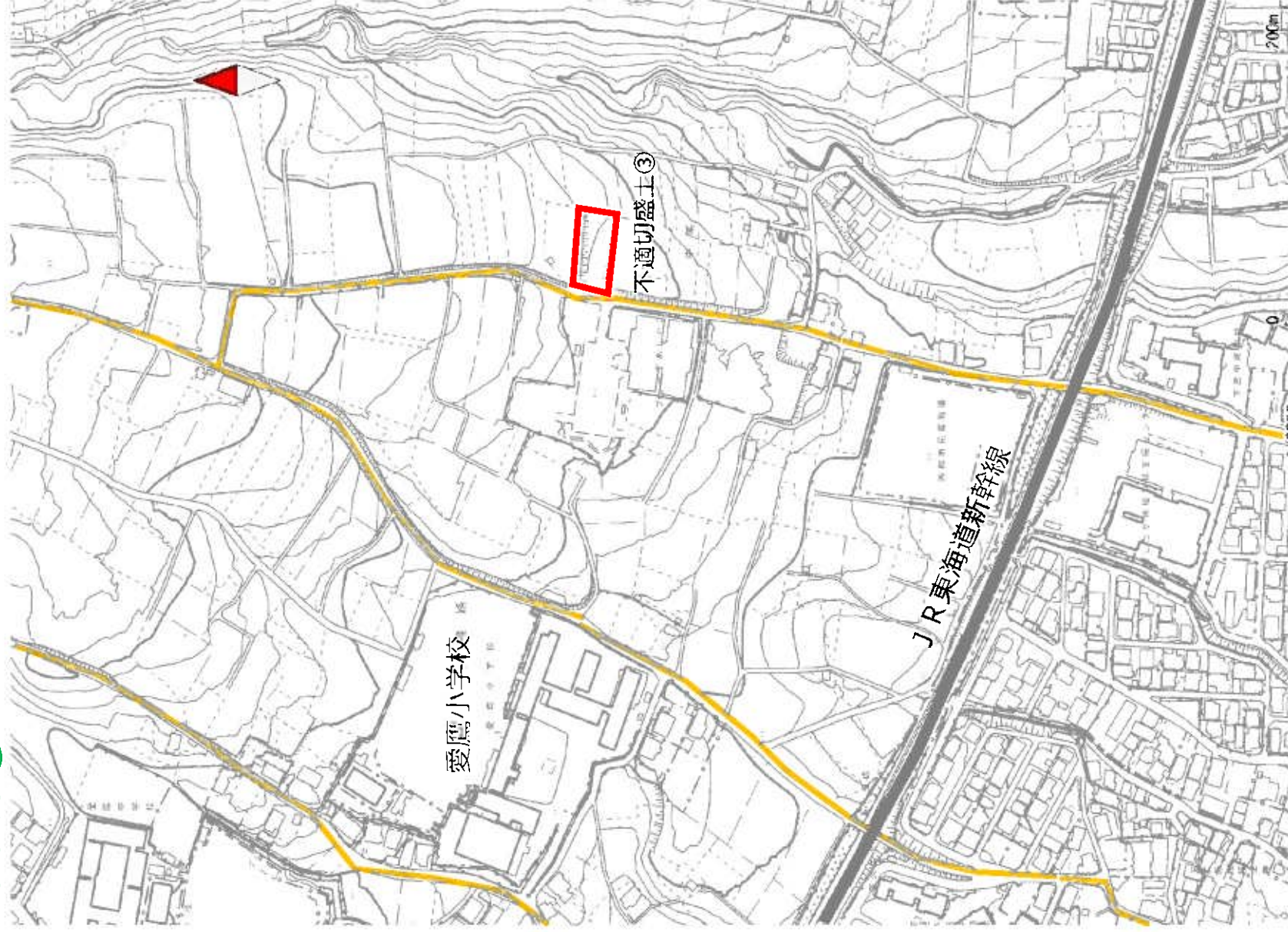
(添付資料)





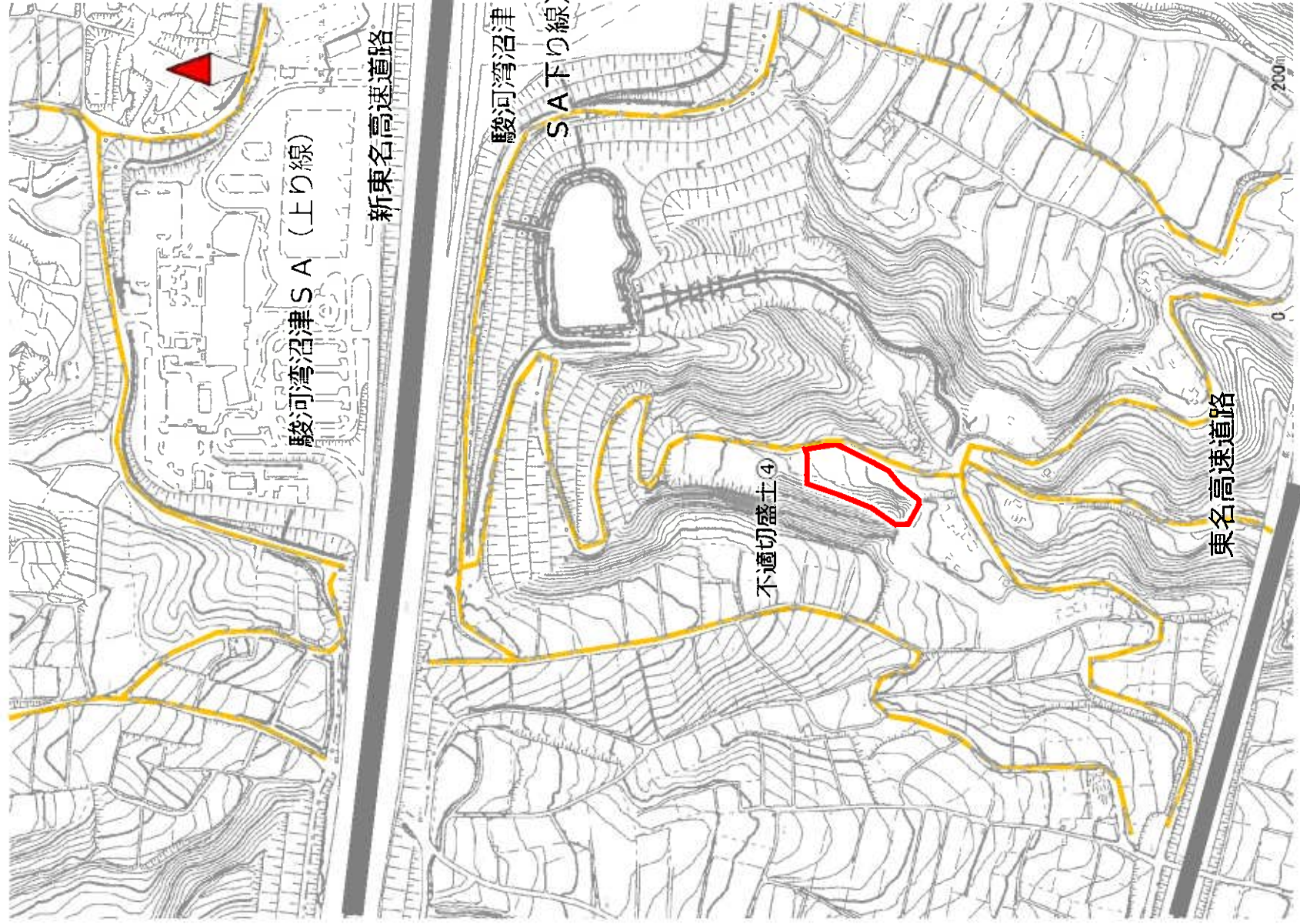
箇所③

(添付資料)



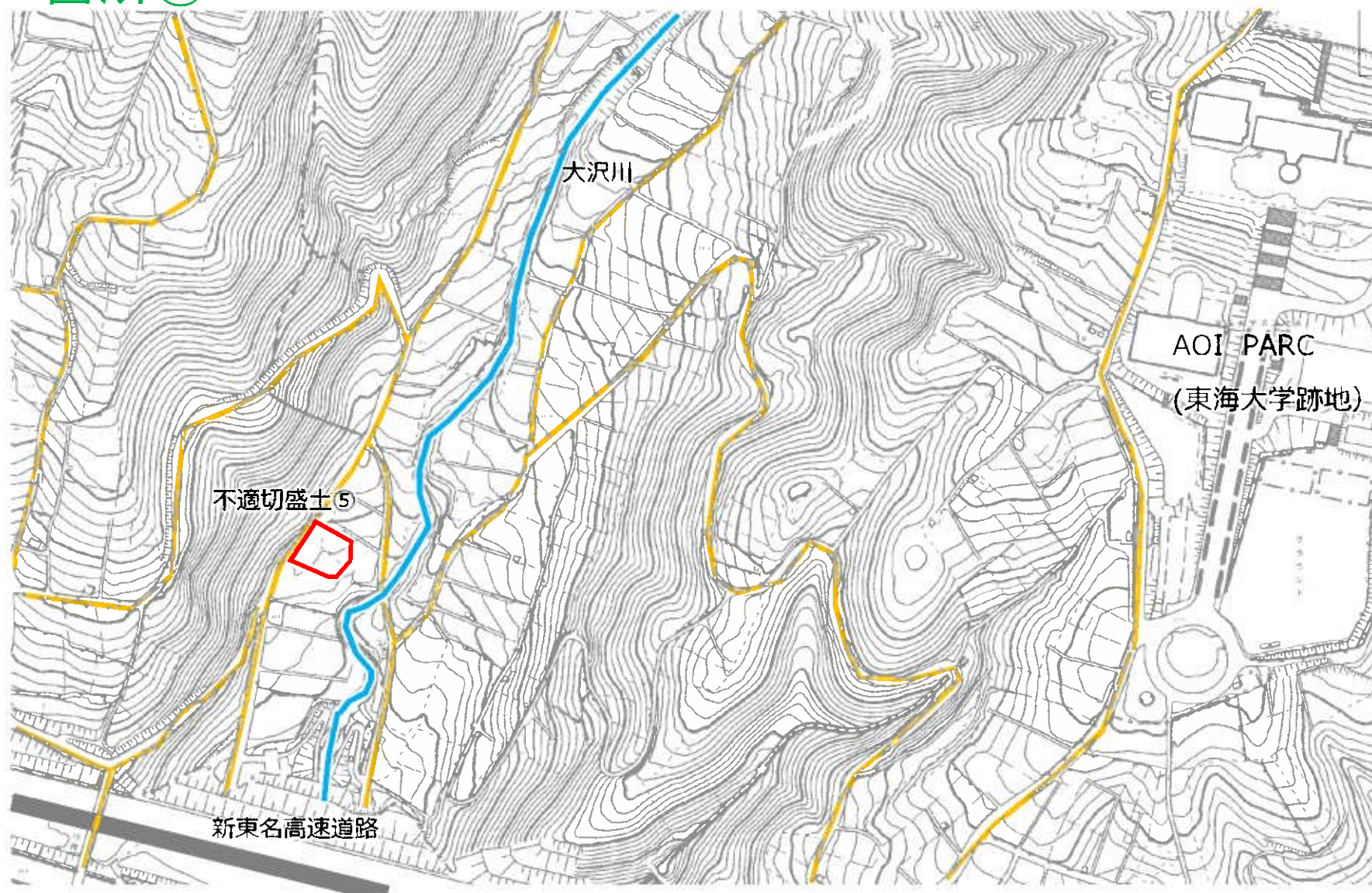
箇所④

(添付資料)



箇所⑤

(添付資料)



箇所⑥

(添付資料)



箇所①

(添付資料)

盛土の状況



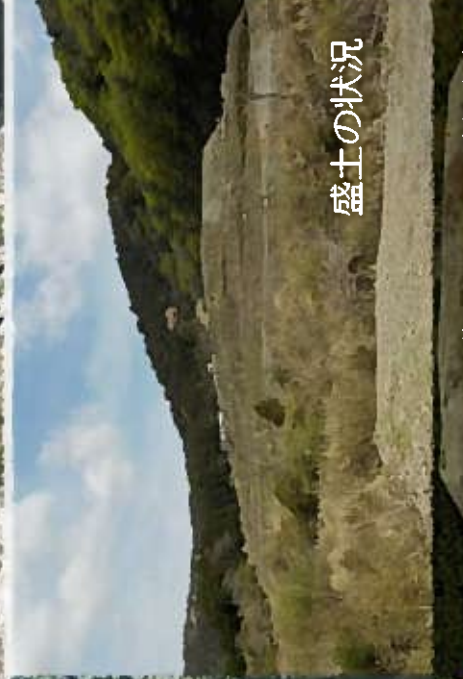
一団の土地での盛土行為



法面の状況



盛土の状況



職員による現地踏査



箇所②

(添付資料)



盛土の状況



箇所③

(添付資料)



箇所④

(添付資料)



箇所⑤

(添付資料)



箇所⑥

(添付資料)

